平成２３年（フ）第１６３号
福岡県春日市宝町４丁目27番地の４
破産者　株式会社柳建設
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所久留米支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第６１号
石川県加賀市水田丸町ト６番地５
破産者　株式会社ナガイケ
1　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
2　一般調査期日　平成25年２月７日午前11時
平成24年11月30日　金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第９３号
愛知県田原市小中山町新田一本松下131番地43　中部電力株式会社天白寮、開始決定時の住所愛知県豊橋市向山町字川北３番地15　リバーサイド向山201
破産者　角谷　吉久
1　破産債権の届出期間　平成25年１月10日まで
2　一般調査期日　平成25年２月18日午前11時30分
平成24年12月３日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１４７９号
大阪市西区西本町３丁目１番53号
破産者　株式会社アコード
1　破産債権の届出期間　平成25年１月18日まで
2　一般調査期日　平成25年３月４日午後３時30分
平成24年12月３日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会等の期日

平成２１年（フ）第７３０号
栃木県那須郡那須町大字高久丙1585番地５
破産者　有限会社ハハカベ
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月１日午後１時10分
平成24年11月28日
宇都宮地方裁判所第１民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第４４４号
福岡県春日市日の出町３丁目２番地１アーベインビオ春日１―802号
破産者　高橋　徳親
異議申述期間　平成25年１月31日まで
平成24年11月30日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成２４年（フ）第２９５号
愛知県江南市藤ケ丘４丁目１番地１　江南団地78棟103号
破産者　内海　光隆
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

復権申立て

次の破産事件について、破産者から復権の申立てがあった。破産債権者は、本公告があった日の翌日から３月以内に、裁判所に対し復権の申立てについて意見を述べることができる。

平成２４年（フ）第１２６号
宮崎県日向市大字日知屋756番地11
破産者　石川　優子
破産手続開始決定日　平成24年９月７日
平成24年11月29日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０７８号
東京都千代田区丸の内１丁目６番２号
清算株式会社　ゼオン環境資材株式会社
代表清算人　岩本　達彦
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０５６号
東京都墨田区両国２丁目17番16号
清算株式会社　株式会社エム・アール・ティー
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２０６０号
東京都港区白金台３丁目19番１号
清算株式会社　モリタオル株式会社
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２０６２号
東京都品川区西五反田３丁目５番20号
清算株式会社　株式会社ＤＮＰ年史センター
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２７号
愛知県半田市港町２丁目70番地
清算株式会社　株式会社丸芳組
代表清算人　榊原　和義
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（ヒ）第１０号
熊本県玉名郡南関町大字関村1556番地
清算株式会社　株式会社九州ホテルマネージメント
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所民事第１部

更生手続終結

平成２０年（ミ）第３号
大阪市中央区高麗橋４丁目４番９号淀屋橋ダイビル２階、開始決定時の本店所在地三重県伊賀市円徳院字中熊谷1636番地
更生会社　阿山カンツリー株式会社
管財人　石井　教文
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２４年（再）第２０号
大阪市西区江戸堀１丁目９番６号
再生債務者　株式会社井上冷熱
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区堂島１丁目１番５号　梅田新道ビル12階　ウェルブライト法律事務所　弁護士　村辻　義信
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成24年11月29日
大阪地方裁判所第６民事部